

【雪害等】12/17 低気圧に伴う防災情報（第2報）

平成26年12月17日 11:00

・東北地方整備局は、低気圧に伴い管内3事務所以上が警戒体制を設置したため、12月17日 11:00 に災害対策本部（警戒体制）を設置。

<警戒体制をとっている支部>

- 青森河川国道事務所〔道路〕
- 仙台河川国道事務所〔道路〕
- 山形河川国道事務所〔道路〕
- 酒田河川国道事務所〔道路〕

※災害対策本部が警戒体制を設置する基準は以下のとおりです。

- ・道路関係事務所の3事務所が警戒体制を設置したとき。
- ・河川関係事務所の2事務所が警戒体制を設置したとき。
- ・港湾関係事務所の1事務所が警戒体制を設置したとき。